

令和6年4月26日

令和5年度行政監査の結果に係る措置状況報告書

目黒区議会事務局

1 指摘事項

指摘事項は該当なし

2 意見・要望事項

(1) 規約等規程の整備について

意見・要望	
ア 規約等について	<p>規約等については、48団体が制定しており、1団体が未制定であった。</p> <p>規約等は、任意団体の設置・運営の根拠となるもので、区の関与の必要性を検討する上でも重要であることから、設置目的、所掌事業、役員等、必要な項目について適切に規定される必要があり、未制定の団体については規約等を制定されたい。</p> <p>(区議会事務局)</p>
所 属 名	措 置 状 況
区議会事務局	規約が未制定の団体については、令和6年3月21日開催の総会において規約を制定した。

意見・要望
イ 会計に関する規程について

会計に関する規程については、規約等の中に一部記載がある団体はあるものの、個別の規程を整備している団体は2団体で、この2団体についても基本的事項の整備が十分とは言えないものであった。

会計に関する規程は、契約における事務手続や収入・支出命令書等の様式、作成すべき証ひょう類や会計処理の方法などを明確にし、内部のチェック機能や責任の所在を明らかにするもので、任意団体が適正な会計事務を行うために必要なものであることから、未整備の団体については、会計に関する規程を整備されたい。また、個別の規程を整備している2団体についても、規定内容の見直しを検討されたい。

規程の整備に当たっては、例えば契約事務手続において、透明性、競争性及び公平性確保の観点から、区の契約事務手続に準じて、随意契約の際には原則として2人以上から見積書を徴すことなどを規定するとともに、契約先の選定に当たっては選定理由を明確にし、特定の事業者に偏ることのないよう留意するなど、契約事務手続の更なる適正化に努められたい。

なお、個別の規程を整備することが困難である場合は、その理由を明確にした上で、例えば規約等で「原則として区の規程に準じる」と規定し、これにより難い場合は、必要最小限の独自規程を制定し事務取扱マニュアル等を定めるなど、任意団体の状況に即して事務手続の透明性を確保し、会計事務の適正化を図られたい。

(各任意団体所管課)

所 属 名	措 置 状 況
区議会事務局	会計に関する規程について、より一層の透明性が確保されるよう区等の状況も参考にして、順次、見直し及び整備が図れるよう努める。

意 見 ・ 要 望

ウ 意思決定に関する規程について

意思決定に関する規程については、ほとんどの団体が規約等の中で一般的な役員等の役割について記載しているのみであった。また、1団体については、個別に規程を整備しているが、基本的事項の整備が十分とは言えないものであった。

意思決定に関する規程は、任意団体が事業運営を行う上で、意思決定の過程と責任の所在を明確にし、事務手続の透明性を確保するために重要なものであることから、未整備の団体については、文書の取扱等も含めて意思決定に関する規程を整備されたい。また、個別の規程を整備している1団体についても、規定内容の見直しを検討されたい。

なお、個別の規程を整備することが困難である場合は、その理由を明確にした上で、例えば規約等で「原則として区の規程に準じる」と規定し、これにより難い場合は、必要最小限の独自規程を制定し事務取扱マニュアル等を定めるなど、任意団体の状況に即して事務手続の透明性を確保し、事務処理の適正化を図られたい。

(各任意団体所管課)

所 属 名	措 置 状 況
区議会事務局	意思決定の規程について、より一層の透明性が確保されるよう区等の状況も参考にして、順次、見直し及び整備が図れるよう努める。

(2) 会計事務について

意見・要望	
<p>エ 監査の実施及び監事等の監査機関の設置について</p> <p>決算報告を行っている29団体のうち、監事等の監査機関による監査を実施しているのは23団体であった。監事等による監査は事務処理の誤りや不正を防止し、適正な会計事務を確保・検証するために、必ず実施すべきものである。</p> <p>監査を実施していない団体においては、規約等に監事等の監査機関を設置し監査を実施することなどを規定した上で、監事等による監査を実施されたい。</p> <p>なお、監査を実施している団体においても、規約等で監査の実施や総会への報告等について規定していない場合は、規約等の見直しについて検討されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
区議会事務局	規約が未制定の団体については、令和6年3月21日開催の総会において監査機関を設置する規約を制定した。規約は同年4月1日施行のため、令和6年度から監査の実施と総会での報告を行う。

(3) 現金預金等の管理について

意見・要望	
<p>ア 現金の保管場所について</p> <p>常時現金を保管していない団体及び団体で現金を管理している6団体を除くと、43団体すべてが鍵のかかる区の金庫等で現金を保管していた。</p> <p>現金による入出金の管理は事務処理上も煩雑であり、長く手元で保管すると、私的流用や盗難、紛失などのリスクが高まるため、可能な限り口座による管理とされたい。また、銀行等の営業日やイベント等実施時の支払などの関係から現金の保管が必要となる場合でも、現金保管額の上限を設定するなど、団体内での現金の取扱いに関するルールの策定などを検討されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
区議会事務局	各団体とも、やむを得ない場合を除き長期に手元で保管せず、口座へ入金するようにしているが、今後、ルール化を含め適正な管理に努めていく。

意見・要望

ウ キャッシュカードの保管場所について

キャッシュカードを作成している40団体すべてが、通帳と同一の場所で保管していた。

キャッシュカードについては、容易に入出金できるという利点があり、銀行等の支店の統廃合等に伴い事務の効率化の観点から、さらに利用が増加することも考えられるが、不正利用のリスクも伴うことから、作成については十分な検討が必要である。

作成・使用する場合は、通帳や通帳印と同様に、不正防止のため管理や使用に関するルールを明確に設ける必要がある。特に暗証番号については、定期的な変更を心掛けるほか、利用状況について管理責任者による定期的な確認を行うなど、適正な管理を徹底されたい。

(区議会事務局)

所 属 名	措 置 状 況
区議会事務局	不正防止のため通帳と出納簿を定期的に照合し管理を行っているが、今後、ルール化を検討するとともに、担当者の異動時にキャッシュカードの暗証番号を変更するなど、適正な管理に努めていく。